

## 参 考 資 料

# 目 次

### 1 職員の給与関係

平成31(2019)年	職員給与実態調査の概要	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第 4 表	職員の平均給与月額	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	35

### 2 民間の給与関係

平成31(2019)年	職種別民間給与実態調査の概要	36
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	37
第 13 表	民間における初任給の改定状況	37
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	38
第 15 表	民間における給与改定の状況	38
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	39
第 17 表	民間における定期昇給制度の内容	39
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	40
第 19 表	民間における職種別給与額等	41
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	44
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	45
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	45
第 23 表	民間における特別給の支給状況	46
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第 25 表	民間における定年制の状況	47
第 26 表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	47
第 27 表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	47

### 3 労働経済関係

第 28 表	労働経済指標	48
--------	--------	----

### 4 生計費関係

第 29 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
--------	------------------------	----

### 5 国及び都道府県の給与関係

第 30 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	51
--------	------------------	----

### 6 人事院勧告等の概要

		52
--	--	----

# 1 職員の給与関係

## 平成31(2019)年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成31(2019)年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成31(2019)年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

### (3) 調査の内容

平成31(2019)年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

### (4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

### (5) 調査の結果

平成31(2019)年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表までのとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員	うち行政職員	警察官	教員
	人	人	人		
職員数	21,912	5,794	4,889	3,389	12,729
給料の月額	円 356,440	円 336,295	円 338,737	円 323,166	円 374,469
扶養手当	8,272	8,392	8,878	11,960	7,235
給料の特別調整額	4,794	5,978	6,421	2,174	4,953
地域手当	13,163	12,933	12,868	12,167	13,532
住居手当	4,135	4,440	4,322	2,272	4,492
その他	589	1,308	218	575	267
計	387,393	369,346	371,444	352,314	404,948
平均年齢	歳 42.6	歳 42.8	歳 43.5	歳 37.5	歳 43.9
平均経年数	年 20.3	年 20.8	年 21.5	年 16.1	年 21.2

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第10表までにおいて同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成31(2019)年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,311	42.8	20.7
	事務職	735	43.2	22.3
	研究職	255	42.3	19.5
	医療職(1)	22	48.5	23.4
	医療職(2)	171	43.3	20.1
	医療職(3)	240	42.6	19.2
	技術職(1)	59	37.6	15.7
	技術職(2)	x	x	x
	小計	5,794	42.8	20.8
警察官	公安職	3,389	37.5	16.1
教員	教育職(1)	3,381	44.5	21.7
	教育職(2)	9,348	43.7	21.0
	小計	12,729	43.9	21.2
全職員		21,912	42.6	20.3

(注) 「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない。(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	79.0	6.3	14.7	-	70.4	29.6
	研究職	100.0	42.5	20.8	36.7	-	37.0	63.0
	医療職(1)	100.0	97.2	1.6	1.2	-	74.5	25.5
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	68.2	31.8
	医療職(3)	100.0	88.9	11.1	-	-	40.9	59.1
	技術職(1)	100.0	45.4	53.8	0.8	-	24.6	75.4
	技術職(2)	100.0	61.0	39.0	-	-	5.1	94.9
	小計	100.0	x	x	x	x	x	x
うち行政職員	100.0	74.0	10.3	15.7	-	62.9	37.1	
警察官	公安職	100.0	73.4	8.4	18.2	-	65.8	34.2
教員	教育職(1)	100.0	60.0	4.6	35.3	0.1	91.1	8.9
	教育職(2)	100.0	95.4	2.4	2.2	-	56.7	43.3
	小計	100.0	91.7	8.3	0.0	-	45.1	54.9
全職員		100.0	92.6	6.8	0.6	-	48.2	51.8
全職員		100.0	82.6	7.4	10.0	0.0	58.7	41.3

## 第4表 職員の平均給与月額

### その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
31 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 356,440	円 336,295	円 338,737	円 323,166	円 374,469
	扶養手当	8,272	8,392	8,878	11,960	7,235
	給料の特別調整額	4,794	5,978	6,421	2,174	4,953
	地域手当	13,163	12,933	12,868	12,167	13,532
	住居手当	4,135	4,440	4,322	2,272	4,492
	その他	589	1,308	218	575	267
	計(A)	387,393	369,346	371,444	352,314	404,948
30 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 357,132	円 337,526	円 340,103	円 320,364	円 375,641
	扶養手当	8,423	8,694	9,212	11,801	7,413
	給料の特別調整額	4,808	6,065	6,484	2,198	4,928
	地域手当	13,027	12,846	12,775	11,977	13,385
	住居手当	3,983	4,186	4,051	2,151	4,373
	その他	656	1,437	289	696	292
	計(B)	388,029	370,754	372,914	349,187	406,032
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.8 %	99.6 %	99.6 %	100.9 %	99.7 %

### その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 336,273	円 9,305	円 7,093	円 12,884	円 4,245	円 206	円 370,006
事務職	324,814	4,812	1,109	11,575	4,232	269	346,811
研究職	354,846	8,529	5,940	12,926	6,681	-	388,922
医療職(1)	495,497	5,091	40,991	86,653	6,682	293,191	928,105
医療職(2)	345,613	6,328	4,504	12,475	5,073	-	373,993
医療職(3)	341,799	6,217	235	12,188	5,501	108	366,048
技術職(1)	291,122	1,941	-	10,257	4,656	260	308,236
公安職	323,166	11,960	2,174	12,167	2,272	575	352,314
教育職(1)	387,072	8,371	3,072	13,947	5,644	43	418,149
教育職(2)	369,911	6,824	5,633	13,382	4,075	348	400,173

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない。(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 1,084	人 3,387	人 266	人 4,737	人 1,225	人 2,393	人 2.0
警察官	1,394	2,873	48	4,315	494	1,930	2.2
教員	1,597	6,585	445	8,627	2,594	4,437	1.9
全職員	4,075	12,845	759	17,679	4,313	8,760	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,691円である。  
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給与に関する条例	1種	41		1				3			45
	2種	24			4			17			45
	3種	71		1	4	1		52			129
	4種	114		8	1	6	1	7			137
	5種	178		10		5		12			205
	6種	4		2							6
	7種	2									2
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	32	56
	2種		14						51	146	211
	3種								79	505	584
	4種								24	348	372
計	434	14	22	9	12	1	91	178	1,031	1,792	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。  
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,623円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満		
受給者	人 49	人 1	人 5	人 1	人 56	円 32,000

第8表 職員の住居手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分		人	人	人	人
受給者		3,605	1,017	310	2,278
	11,000円未満	9	4	3	2
	11,000円以上 27,000円未満	1,660	396	157	1,107
	27,000円	1,936	617	150	1,169
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 25,132	円 25,296	円 24,842	円 25,099

(注) 最高支給限度額は、27,000円である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分		人	人	人	人
受給者		19,808	5,247	2,766	11,795
	交通機関のみ利用	1,113	935	111	67
	交通用具のみ使用	18,198	3,932	2,620	11,646
	交通機関併用者 交通用具	497	380	35	82
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 10,131	円 13,165	円 9,708	円 8,881

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6						1		1	
7									
8		1							
9	7	6				1	1		
10		4							1
11		97							
12		4							
13	2	10							
14		6							1
15	1	89							3
16		7	1						5
17	10	15	4						5
18		11	4						
19		11	4						
20		57	41						
21	6	15	15						
22	1	15	7						
23	2	22	8						
24		48	45					1	
25	4	22	12					3	
26		7	9					7	
27	2	16	13					5	
28		56	50					5	
29	92	1	15					3	
30		1	14					1	
31	8	5	13			1		5	
32	3	8	29			1	3	7	
33	98	1	12				14	6	
34	6		10	1			12	2	
35	9	2	12				32	3	
36	2	2	51	1			23		
37	88	1	7				17		
38	1		15	1			9		
39	8	1	14	5			8		
40	6	1	20	7			6		
41	3		19	10			5		
42			9	10			2		
43	1		25	10			2		
44	2	1	11	19			4		
45	1		12	13					
46	1		14	13	1		1		
47	2		23	14					
48			5	12					
49	1	1	9	15			1		
50	1		10	17					
51			19	26		3			
52			20	19		3	1		
53	1	1	6	18		3			
54			13	14		1			
55			17	13		3			
56			11	14		4			



級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57			4	19		4			
58	1		8	20		24			
59			8	18		38			
60			5	17		17			
61	1		10	21		21			
62			5	24	1	24			
63			10	30	3	16			
64			5	9	9	17			
65			3	25	18	7			
66			8	35	7	18			
67			4	40	20	9			
68			3	15	8	35			
69			5	18	9	33			
70			5	19	15	36			
71			4	21	17	16			
72			1	17	22	37			
73			2	22	29	34			
74			3	25	21	22			
75			3	15	26	20			
76			1	12	24	29			
77			4	18	14	22			
78				10	20	29			
79			1	11	29	40			
80			2	10	19	24			
81			3	11	21	30			
82			1	6	22	43			
83			1	8	24	49			
84			2	3	20	27			
85			1	7	17	230			
86			2	3	21				
87			2	9	24				
88			2	7	19				
89			4	10	10				
90			2	5	13				
91			2	4	16				
92				1	5				
93	1		2	37	69				
94			1						
95									
96			1						
97			3						
98			1						
99									
100			1						
101			2						
102			2						
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			2						
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	372	545	790	834	593	972	141	49	15
構成比(%)	8.6	12.6	18.3	19.3	13.8	22.6	3.3	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	192,335	225,157	294,324	364,953	389,264	407,407	431,044	458,500	499,987

人員計	4,311 人
平均給料月額	336,053 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	3	9					
10		1					
11		3					
12							
13	2	9					
14							
15	1	4					
16	1	3					
17	4	14	1				
18	1		1				
19	4	5	1				
20		2	4				
21	5	1	8				
22		3	2				
23	4	12	6				
24			1				
25	3	6	7				
26	1	4	4				
27	2	10	5				
28		4	1				
29	15	2	3				
30		2					
31		4	6				
32		3	1				
33	10	1	5				
34		1					
35	1		3				
36	1		2				
37	12		2				
38			3				
39	1		2				
40	1		1				
41			4				
42			1				
43			3				
44	1		1				
45			1	1			
46							
47	1		2	1			
48			2				
49	2		2				
50				2			
51			2				1
52	1			2			28
53			1	3			7
54				5			1
55			2	2			
56			1	7			3

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			1	6			
58			1	6			
59				7			
60				6		4	
61	1		2	7		1	
62			1	3			
63			1	7			
64				6		3	
65	1		2	6	1	3	
66			1	5		1	
67			2	5		1	
68			4	9		2	
69			4	6			
70			1	2			
71			3	10		1	
72				4	1	2	
73				5	3		
74			2	7	1	1	
75			3	5	3	2	
76				1	3	7	
77			4	2	20	2	
78			1	4		1	
79			2	6		7	
80				3	2	8	
81			2	4	6	2	
82			1	4	3	2	
83			4	3	2	8	
84				8	3	4	
85						19	
86				2	1		
87			1	5	3		
88				1	4		
89			1	3	2		
90				1	4		
91			1		2		
92				1	2		
93				36	7		
94							
95							
96							
97							
98							
99			2				
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112			1				
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	79	103	140	219	73	121	-
構成比(%)	10.8	14.0	19.0	29.8	9.9	16.5	-
平均給料 月額(円)	186,132	226,877	298,992	370,780	390,153	405,988	-

人員計	735 人
平均給料月額	324,814 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12		1			
13		7			
14					
15		1			
16		1			
17		4			
18					
19		4			
20		1			
21		4			
22			1		
23					
24					
25					
26		1			
27		2			
28		2	1		
29		1	1		
30			2		
31		2			
32		2	2		
33		1			
34					
35		1	1		
36		3			
37		1	2		
38			3		
39			1		5
40			1		3
41		1	1		
42			5		
43			1		
44		3	2		1
45					
46			1		
47		1			
48		2			
49		1			
50			3	2	
51			2		
52		6	2	1	
53					
54			2	3	
55		2		2	
56		4	2	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		2			
58		1	2		
59			2	2	
60		7	4		
61		1		3	
62			1	3	
63		5	1	1	
64		2	1		
65			2	4	
66		1	1		
67		2	1	2	
68		2			
69				1	
70		4	1	3	
71				2	
72		1	2	3	
73		1	1	30	
74					
75		1	1		
76		1	2		
77		1	5		
78			1		
79					
80		1	1		
81		1	1		
82			3		
83					
84			1		
85			2		
86			5		
87					
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	102	81	63	9
構成比(%)	-	40.0	31.8	24.7	3.5
平均給料 月額(円)	-	274,710	375,500	434,963	457,989

人員計	255 人
平均給料月額	352,786 円



医療職給料表（1）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29			1	
30				
31	4		1	
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				1
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				1
51				
52				
53				1
54				
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60			1	
61				
62			1	
63				
64				
65				6
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	5	3	7	7
構成比 (%)	22.7	13.7	31.8	31.8
平均給料 月額(円)	345,560	419,467	516,657	570,086

人員計	22 人
平均給料月額	481,518 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		3					
18							
19		1					
20							
21		6					
22							
23							
24							
25		6					
26		1					
27			1				
28		1	1				2
29		1	5				2
30							2
31		2	2				
32							1
33		2	1				1
34					2		
35		1	4				
36							
37		1	3		1		
38			1				
39			1				
40					1		
41			5				1
42							
43		1	1				
44			1		2	1	
45		1	1				
46				1			
47			2		3		
48			1		1		
49							
50					1		
51			1				
52					1		
53				1	2	1	
54						1	
55					1		
56					1		
57					1	2	
58				2	3		
59			2			1	
60							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61						2	
62						1	
63					2		
64			1	1	3	2	
65			1	1		29	
66							
67		1					
68		1	1				
69			2				
70					1		
71			1				
72				1	2		
73			1		1		
74			1				
75					1		
76					1		
77							
78							
79					1		
80					1		
81					1		
82					1		
83					2		
84							
85					8		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	29	41	7	45	40	9
構成比 (%)	-	16.9	24.0	4.1	26.3	23.4	5.3
平均給料 月額(円)	-	229,328	283,024	331,043	374,656	405,415	429,722

人員計	171 人
平均給料月額	336,347 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11			1				
12							
13			1				
14							
15		3	3				
16							
17		1	1				
18							
19		6	3				
20							
21		1	3				
22							
23		3	1				
24			2				
25			1				
26			2	2			
27		1	1				
28							
29		5		2			
30			1	3			
31		1	4	2			
32							
33		1	1	3			
34			2	1			
35			5				
36			1	2			
37		1	1	1			
38		1	1	1			
39				2			
40							
41				1			
42				1			
43				1			
44				1			
45				3			
46				1			
47				1			1
48				3			1
49				5	1		1
50			1	1	1		
51			1	2	1		2
52				3			1
53				2	1		
54				1	1		
55				2	1		1
56				3	2		1

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				2	3	1	
58				3			
59			1		1		
60				1	1	1	
61				3			
62				3		1	
63				2	4		
64				1	3		
65				1			
66				3	1		
67				1		2	
68				5	1		
69				1	2		
70					2		
71				1	1		
72				1	2		
73				1	1		
74				2	2		
75				2			
76		1					
77		1					
78				1	1		
79					2		
80				1	1		
81				1			
82							
83					3		
84				1	2		
85							
86					2		
87					2		
88					1		
89				1	1		
90					2		
91					1		
92							
93					21		
94			1				
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102		1					
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165								
166								
167								
168								
169								
計(人)		-	28	39	89	71	13	-
構成比(%)		-	11.7	16.2	37.1	29.6	5.4	-
平均給料 月額(円)		-	236,764	273,072	330,015	384,299	422,215	-

人員計	240 人
平均給料月額	330,935 円



技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		2			
12					
13					
14		2			
15		1			
16					
17		1			
18					
19					
20		1			
21		1			
22					
23		1			
24					
25					
26					
27		1			
28					
29		1	1		
30		1			
31			1		
32		1			
33		1	4		
34			2		
35		2			
36			1		
37					
38			1		
39		2			
40			1		
41		1	1		
42					
43		1			
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		
50					
51					
52					
53			1		
54					
55					
56					2
57					
58					
59					
60					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61				1		
62						
63				1		
64						
65						
66						1
67						
68						1
69					1	
70						1
71					1	
72						
73				1		
74					1	1
75					1	
76					1	
77						
78						
79						
80						
81						
82					1	
83					1	
84						
85						3
86						
87						
88						
89					2	
90						
91					1	
92						
93						
94					1	
95					1	
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105					1	
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計 (人)		-	20	17	13	9
構成比 (%)		-	33.9	28.8	22.0	15.3
平均給料 月額(円)		-	225,185	279,541	345,208	380,511

人員計	59 人
平均給料月額	290,986 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	34								
10									
11	1								
12	2								
13	39								
14									
15	4								
16	4								
17	49								
18	1								
19	5								
20	1								
21	5								
22	4								
23	34								
24	4								
25	49	46							
26	3	6							
27	31	7	1						
28	13	7	15						
29	52	11	11						
30	5	10	12						
31	8	50	7						1
32	19	24	14						3
33	12	13	17						1
34	5	10	17						5
35	6	45	19						3
36	5	26	20						3
37	2	22	12						
38		16	21						
39		12	18	1					
40		14	14						1
41	1	8	16						
42		5	20						
43	1	8	17	1					
44		6	15	1					
45		6	21					1	
46		4	22					2	
47		6	30	1				1	
48		5	21		1			2	
49		8	21	1	1	1		10	
50		3	23						
51		2	21	1		2		2	
52		3	10	2				1	
53		5	27	2	6		1	3	
54		3	22	1	12	2	3	2	
55		5	33	4	10	1	3	2	
56			15	5	10	2	4	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		4	18	5	10	2	3		
58		2	34	2	11		8		
59		4	23	7	6	1	6	1	
60		2	31	6	8	1	6		
61	1	2	17	15	6		12		
62		1	26	14	4	2	4		
63		2	13	17	10	4	11		
64		1	20	18	6	3	3		
65			20	25	16	1	2		
66		1	14	21	4	1	2		
67		1	16	21	4	1	4		
68			19	31	9	1	3		
69			18	19	9	2	7		
70			24	17	11	3	2		
71			30	17	7	1	3		
72			21	26	9	1	2		
73			23	19	11	2	3		
74			13	22	13	3	2		
75			22	19	11	1	4		
76			25	23	7	1	3		
77			8	22	12	5			
78			8	16	9	3	3		
79			6	21	15	1			
80			5	26	12	3			
81			7	15	10				
82			3	16	5	1	3		
83				20	8	4	2		
84			1	9	5	2	2		
85			3	14	9	3	7		
86				9	8	4			
87				10	10	4			
88			1	14	7	2			
89			1	8	5	2			
90			1	13	6				
91			1	10	6	1			
92			1	14	9	2			
93				6	80	7			
94				5					
95			1	7					
96				9					
97			2	3					
98			2	4					
99			1	3					
100			1	3					
101				6					
102			2	9					
103				6					
104				2					
105				3					
106				7					
107			3	5					
108				6					
109				3					
110				7					
111				13					
112				7					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				7					
114				5					
115				4					
116				4					
117			1	7					
118				6					
119				10					
120				8					
121				9					
122				8					
123				11					
124			1	6					
125				72					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132			1						
133			1						
134			2						
135									
136			1						
137									
138									
139			1						
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	400	416	1,027	872	428	83	118	28	17
構成比(%)	11.8	12.3	30.3	25.7	12.6	2.5	3.5	0.8	0.5
平均給料 月額(円)	209,282	247,903	293,256	373,453	407,815	419,884	435,528	451,700	471,447

人員計	3,389 人
平均給料月額	323,138 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		28			
6					
7		2			
8					
9		1			
10					
11	1	19			
12					
13		9			
14		1			
15	1	18			
16		1			
17		17			
18		6			
19		18			
20		5			
21	1	24			
22	1	3			
23		19			
24		6			
25	1	22			
26		6			
27		20			1
28		7			2
29	1	27			3
30		10			3
31		18			4
32	1	6			4
33		20			5
34		2			5
35	3	16			13
36		10			1
37	1	29			2
38		8			7
39	2	8			1
40	1	10			1
41		32			2
42	1	10			1
43	1	13			6
44	1	9			
45		31			14
46		10			
47	2	25			
48	1	17			
49	3	38			
50	1	8			
51	2	22			
52	1	12			
53	1	26			
54		10			
55	1	12			
56	3	7			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	2	26			
58	1	10			
59	1	17			
60	1	9			
61	3	18		19	
62	2	6		2	
63	1	15		1	
64	2	6		6	
65	1	18		13	
66	2	19		1	
67	4	10		1	
68		16		2	
69	2	14		10	
70	4	15		1	
71		19		1	
72		11		4	
73	4	23		9	
74	1	18		1	
75	3	15		1	
76	3	6		5	
77	2	20		2	
78	3	15		1	
79	3	24		3	
80	2	15		3	
81	2	12		17	
82	3	22			
83		22			
84	1	14			
85	3	14			
86		23			
87	2	30			
88	3	17			
89	1	17			
90	4	20			
91	3	25			
92	1	16			
93	3	23	4		
94	1	25	1		
95	2	18	4		
96	1	24	6		
97		20	3		
98		14	2		
99	2	22	2		
100	2	20	2		
101	2	24	2		
102		17	3		
103	1	19	4		
104		22	2		
105	1	37	6		
106	2	17	1		
107	2	29	3		
108	5	19	3		
109	1	37	2		
110	1	13	3		
111		29	2		
112	1	12			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		2	29			
114			23			
115		1	25	1		
116			19			
117		1	31			
118			19			
119		1	23			
120		2	31			
121		3	43			
122		1	12			
123			33			
124			24			
125		1	40			
126		1	17			
127		1	40			
128			54			
129		1	23			
130			40			
131			46			
132			33			
133		2	38			
134		1	61			
135		3	47			
136		1	55			
137		2	54			
138			66			
139			59			
140		1	62			
141			51			
142			46			
143			49			
144		1	34			
145			48			
146						
147		1				
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計(人)		156	2,991	56	103	75
構成比(%)		4.6	88.5	1.7	3.0	2.2
平均給料 月額(円)		280,534	368,104	432,459	451,767	472,869

人員計	3,381 人
平均給料月額	370,002 円



教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		154			
18					1
19		5			
20		12			
21		34			
22		2			36
23		155			45
24		8			52
25		29			42
26		17			79
27		186			13
28		12			23
29		48			23
30		22			24
31		52			13
32		14			10
33		135			38
34		23			10
35		61			8
36		31			14
37		147			5
38		19			4
39		52			5
40		32			2
41		124			6
42		22			2
43		42			7
44		43			13
45		133			30
46		30			
47		45			
48		39			
49		130			
50		22			
51		42			
52		41			
53		104			
54		25			
55		33			
56		30			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		88			
58		32			
59		38			
60		43			
61		96			
62		33			
63		38			
64		32			
65		57			
66		25			
67		36			
68		33			
69		65			
70		31			
71		37			
72		31			
73		60			
74		33			
75		38			
76		27		64	
77		63		49	
78		35		4	
79		37			
80		46		131	
81		62		12	
82		30		1	
83		35			
84		35		83	
85		80	1	8	
86		29		1	
87		39		4	
88		37		52	
89		61		6	
90		30		5	
91		42		5	
92		47		18	
93		59		12	
94		38		5	
95		46	2	5	
96		25	3	7	
97		44	1	54	
98		39	4		
99		44	7		
100		30	4		
101		37	4		
102		24	5		
103		44	3		
104		19	4		
105		45	2		
106		21	1		
107		28			
108		23			
109		33			
110		29			
111		40			
112		29			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			61			
114			28			
115			34			
116			27			
117			69			
118			29			
119			42			
120			34			
121			58			
122			20			
123			54			
124			29			
125			53			
126			22			
127			38			
128			34			
129			45			
130			26			
131			52			
132			45			
133			89			
134			49			
135			71			
136			64			
137			136			
138			68			
139			137			
140			135			
141			142			
142			121			
143			184			
144			184			
145			142			
146			226			
147			180			
148			212			
149			220			
150			145			
151			158			
152			116			
153			103			
154			44			
155			48			
156			50			
157			19			
計(人)	-		8,276	41	526	505
構成比(%)	-		88.5	0.5	5.6	5.4
平均給料 月額(円)	-		346,404	412,305	426,960	442,822

人員計	9,348 人
平均給料月額	356,434 円

## 第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	40				17	11	2	10			
事務職	26				26						
研究職	4				3	1					
医療職(1)											
医療職(2)	6					1	5				
医療職(3)	3					3					
技術職(1)	1					1					
技術職(2)											
公安職	31					7	20	3	1		
教育職(1)	166	7	159								
教育職(2)	137		137								
給料表計	414										
60歳	160										
61歳	114										
62歳	60										
63歳	47										
64歳	33										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	46				18	28					
事務職	16				8	8					
研究職	6				6						
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)	2					2					
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	8		8								
教育職(2)	146		146								
給料表計	224										
60歳	85										
61歳	85										
62歳	16										
63歳	28										
64歳	10										

## 2 民間の給与関係

### 平成31(2019)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成31(2019)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 909事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から187事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種 6,864人（初任給関係 345人、初任給関係以外 6,519人）であり、その他の職種が 1,466人（初任給関係 284人、初任給関係以外1,182人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、63,710人であり、うち事務・技術関係職種該当者は43,477人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第27表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	158	25	26	18	61	28
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	—	—	—	4	2
製造業	98	13	21	12	35	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	11	5	1	3	2	—
卸売業、小売業	14	2	1	—	8	3
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	29	5	3	3	12	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が26所あった。  
 2 調査対象事業所187所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた184所に占める調査完了事業所158所の割合（調査完了率）は85.9%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	21.4%	(39.6)%	(60.4)%	(—)%	78.6%
高校卒	20.2%	(48.7)%	(51.3)%	(—)%	79.8%

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新卒事務員	大 学 卒	円 203,565	円 208,395	円 203,100	円 x
	高 校 卒	166,950	172,494	162,450	x
新卒技術者	大 学 卒	205,449	208,905	202,192	x
	高 校 卒	166,115	168,006	163,437	x
計	大 学 卒	204,437	208,693	202,758	193,500
	高 校 卒	166,509	169,476	162,752	161,500

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除いている。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	%	%	%	%
係 員	38.2	8.6	—	53.3
課 長 級	23.6	11.9	—	64.6

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

第 16 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中止	
	増額	減額	変化なし				
係員	%	%	%	%	%	%	%
	96.7	96.7	34.5	6.1	56.1	—	3.3
課長級	82.3	82.3	24.5	6.7	51.2	—	17.7

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 17 表 民間における定期昇給制度の内容

項目		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
役職・企業規模				
係員	規模計	%	%	%
	500人以上	43.6	82.8	58.7
	100人以上 500人未満	43.0	78.0	60.3
	50人以上 100人未満	31.6	86.8	57.5
	課長級	36.1	83.9	52.7
課長級	規模計	36.1	83.9	52.7
	500人以上	33.4	89.8	47.2
	100人以上 500人未満	40.9	78.4	56.3
	50人以上 100人未満	30.2	85.8	54.1

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。



第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職 〔係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めて集計している。〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

## 第19表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31(2019)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	49.1	532,822	41	532,781
	工 場 長	12	52.9	727,502	8,903	718,599
	事 務 部 長	119	53.1	629,500	9,222	620,278
	技 術 部 長	155	52.3	681,406	1,739	679,667
	事 務 部 次 長	18	52.8	510,739	62	510,677
	技 術 部 次 長	39	49.4	541,999	0	541,999
	事 務 課 長	367	50.0	540,767	11,176	529,591
	技 術 課 長	518	48.1	564,828	6,751	558,077
	事 務 課 長 代 理	81	49.0	465,915	44,540	421,375
	技 術 課 長 代 理	62	45.0	468,930	24,960	443,970
	事 務 係 長	509	46.8	434,421	61,260	373,161
	技 術 係 長	584	43.4	471,942	80,365	391,577
	事 務 主 任	276	41.3	392,372	47,060	345,312
技 術 主 任	325	40.4	403,410	64,648	338,762	
事 務 係 員	1,508	41.2	328,487	38,858	289,629	
技 術 係 員	1,941	37.6	363,720	59,006	304,714	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	6	55.9	957,140	0	957,140
	研 究 部 ( 課 ) 長	57	50.0	738,798	310	738,488
	研 究 室 ( 係 ) 長	26	53.1	675,591	0	675,591
	主 任 研 究 員	140	51.1	652,017	35,868	616,149
	研 究 員	271	46.2	572,773	109,269	463,504
研 究 補 助 員	243	34.6	417,831	71,416	346,415	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31(2019)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支給する給与 (A)	う ち 時間外手当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	x	x	x	x	x
	医 師	x	x	x	x	x
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	58.0	482,144	0	482,144
	薬 剤 師	8	35.8	347,278	27,430	319,848
	診 療 放 射 線 技 師	25	37.1	346,108	38,215	307,893
	臨 床 検 査 技 師	22	43.8	319,826	22,598	297,228
	栄 養 士	9	37.9	280,868	12,970	267,898
	理 学 療 法 士	29	31.1	304,538	1,553	302,985
	作 業 療 法 士	21	30.8	296,958	3,673	293,285
	総 看 護 師 長	x	x	x	x	x
看 護 師 長	21	48.5	385,554	20,904	364,650	
看 護 師	99	36.5	316,115	53,074	263,041	
准 看 護 師	56	45.3	285,971	45,861	240,110	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	2	55.5	533,870	0	533,870
	大 学 教 授	32	55.6	574,427	0	574,427
	大 学 准 教 授	17	50.0	470,075	0	470,075
	大 学 講 師	14	44.2	385,036	0	385,036
	大 学 助 教	11	44.6	371,886	4,341	367,545

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31(2019)年4月分平均支給額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
教育 関係 職種	高等学校校長	x	x	x	x	
	高等学校教頭	5	57.9	500,398	0	500,398
	高等学校主幹教諭	—	—	—	—	—
	高等学校指導教諭	4	56.3	477,253	0	477,253
	高等学校教諭	49	41.1	361,484	3,493	357,991
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	2	56.5	229,895	6,251	223,644
	守衛	4	55.8	340,078	0	340,078
	用務員	3	57.3	247,810	8,299	239,511
調 査 実 人 員 合 計	7,701					

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31(2019)年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事務・技術関係職種	人	歳	円	円	円
支店長・工場長	x	x	x	x	x
事務・技術部長	12	63.2	514,024	8,775	505,249
事務・技術部次長	4	61.3	441,142	0	441,142
事務・技術課長	9	62.6	351,936	2,605	349,331
事務・技術課長代理	3	63.9	239,407	454	238,953
事務・技術係長	12	61.6	256,638	20,962	235,676
事務・技術主任	2	64.2	238,720	5,259	233,461
事務・技術係員	247	62.6	257,230	13,046	244,184
調査実人員合計	290				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第 21 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.9%
	配偶者に家族手当を支給する	(91.6%)
	子に家族手当を支給する	(98.1%)
家族手当制度がない		19.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,768 円
	配偶者と子1人	19,032 円
	配偶者と子2人	24,150 円

- (注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 6,500 円、子については 1 人につき 10,000 円、それら以外については 1 人につき 6,500 円である。  
 なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 22 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	51.2%
支 給 し な い	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000 円以上
	28,000 円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第 23 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 355,398	円 277,546
	上半期 (A2)	364,468	289,576
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 774,829	円 526,357
	上半期 (B2)	843,007	565,337
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{B1}{A1} \right]$	月分 2.18	月分 1.90
	上半期 $\left[ \frac{B2}{A2} \right]$	2.31	1.95
	年間計	4.49	3.85

(注) 下半期とは平成 30(2018)年 8 月から平成 31(2019)年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から令和元(2019)年 7 月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.45 月である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 54.3	% 45.7	% 46.5	% 53.5	% 45.4	% 54.6
500人以上	63.2	36.8	50.5	49.5	49.0	51.0
100人以上 500人未満	51.5	48.5	44.5	55.5	41.6	58.4
50人以上 100人未満	42.2	57.8	42.4	57.6	45.1	54.9

第25表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3 %	89.6 %	9.7 %	0.7 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	60歳で減額		給与減額なし
課 長 級	68.6 %	57.1 %		31.4 %
非 管 理 職	69.0	57.5		31.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第27表において同じ)。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
76.1 %	77.4 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。



### 3 労働経済関係

第28表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	③うち 所定外労 働時間数	金 額		前年度比・ 前年同月比	⑦うち 所定外労 働時間数			
					(円)			(%)	(時間)	(時間)
平成29(2017)年度	294,143	0.4	147.8	12.6	1.54	286,224	0.4	153.3	14.7	1.37
平成30(2018)年度	295,991	0.6	146.8	12.5	1.62	281,400	▲ 1.7	150.5	13.2	1.43
平成30(2018)年 4月	298,466	0.2	150.8	13.0	1.60	285,780	▲ 1.6	155.1	13.6	1.42
5月	294,500	0.8	146.5	12.4	1.61	282,026	▲ 1.1	148.8	13.1	1.44
6月	296,802	0.8	152.5	12.4	1.61	283,404	▲ 1.8	156.6	13.1	1.45
7月	296,444	0.8	150.8	12.4	1.62	283,336	▲ 1.7	155.6	13.5	1.44
8月	295,546	1.1	145.9	11.8	1.63	280,627	▲ 2.6	147.8	12.8	1.44
9月	295,548	0.5	143.3	12.2	1.63	280,955	▲ 2.8	148.7	13.2	1.43
10月	298,297	1.1	150.2	12.9	1.62	281,362	▲ 2.2	154.3	13.4	1.44
11月	298,747	1.4	153.6	13.1	1.63	284,765	▲ 1.3	158.1	13.4	1.44
12月	297,598	0.9	145.9	12.8	1.63	281,843	▲ 3.0	151.9	13.8	1.43
平成31(2019)年 1月	291,891	0.0	136.6	12.1	1.63	278,749	0.5	138.8	12.7	1.36
2月	292,808	0.3	142.1	12.5	1.63	276,579	▲ 0.2	145.2	12.5	1.42
3月	295,281	▲ 0.1	144.1	12.8	1.63	277,368	▲ 2.3	145.5	12.9	1.45
4月	299,489	0.3	148.7	13.1	1.63	284,198	▲ 0.6	152.9	13.2	1.43
令和元(2019)年 5月	294,772	0.1	141.4	12.4	1.62	279,276	▲ 1.0	144.0	12.5	1.47
6月	297,628	0.3	147.4	12.3	1.61	280,713	▲ 0.9	150.1	12.3	1.44
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成27年基準である。  
2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪国内企業物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
284,587	1.3	313,017	1.2	302,360	4.1	332,924	10.3	0.7	0.3	2.7
289,007	1.6	318,283	1.7	300,777	▲ 0.5	344,719	3.5	0.7	0.5	2.2
294,439	▲ 0.5	334,967	1.5	289,482	▲ 4.5	293,247	▲ 13.6	0.6	0.0	2.2
281,307	▲ 0.6	312,354	▲ 0.9	289,601	▲ 10.6	349,679	8.3	0.7	0.0	2.7
267,641	▲ 0.4	291,998	▲ 1.6	303,109	7.5	381,766	35.2	0.7	0.0	2.9
283,387	1.5	310,031	0.4	264,830	▲ 22.5	307,415	▲ 26.3	0.9	0.5	3.1
292,481	4.3	319,939	6.1	325,594	15.9	399,729	26.6	1.3	1.2	3.1
271,273	0.9	302,652	2.5	272,641	12.7	310,991	24.8	1.2	1.1	3.0
290,396	2.7	315,433	0.5	329,577	23.0	375,441	25.4	1.4	1.2	3.0
281,041	1.3	303,516	0.8	343,404	30.2	385,968	43.2	0.8	0.6	2.3
329,271	2.2	351,044	▲ 0.3	318,169	▲ 16.7	335,120	▲ 26.3	0.3	0.2	1.4
296,345	2.3	325,768	2.6	291,256	▲ 19.8	349,876	▲ 13.7	0.2	0.3	0.5
271,232	2.1	302,753	4.7	299,847	18.1	364,967	36.0	0.2	0.3	0.9
309,274	2.7	348,942	4.2	281,808	▲ 12.9	282,431	▲ 23.9	0.5	0.6	1.3
301,136	2.3	337,164	0.7	329,431	13.8	378,078	28.9	0.9	0.9	1.3
300,901	7.0	332,273	6.4	273,029	▲ 5.7	292,029	▲ 16.5	0.7	0.7	0.7
276,882	3.5	308,425	5.6	274,781	▲ 9.3	263,502	▲ 31.0	0.7	0.9	▲ 0.2
総 務 省									日本銀行	

## 4 生計費関係

第29表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成31(2019)年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,535	41,821	51,777	61,732	71,688
住居関係費	48,927	39,254	42,273	45,297	48,316
被服・履物費	1,865	5,261	5,846	6,431	7,015
雑費Ⅰ	39,736	35,252	59,896	84,523	109,167
雑費Ⅱ	6,420	15,064	18,296	21,529	24,767
計	123,483	136,652	178,088	219,512	260,953

### 平成31(2019)年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(86世帯)に基づく費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

## 5 国及び都道府県の給与関係

第 30 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成 30(2018)年 4 月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
	団 体 数	4	7	11	15

(注) 1 「平成 30 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 101.0 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.1 である。

## 6 人事院勧告等の概要

### ○ 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 55 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 387 円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123 円 平均年齢 43.4 歳]  
〔俸給 344 円 はね返し分(注) 43 円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.51 月 (公務の支給月数 4.45 月)

##### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験 (大卒程度) に係る初任給を 1,500 円、一般職試験 (高卒者) に係る初任給を 2,000 円引上げ。これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定 (平均改定率 0.1%)

###### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定 (専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

###### (2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ (12,000 円→16,000 円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を 1,000 円引上げ (27,000 円→28,000 円)

手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、1 年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45 月分→4.50 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期
令和元(2019)年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.30 月 (改定なし)
	勤勉手当	0.925 月 (支給済み)	0.975 月 (現行 0.925 月)
2(2020)年度以降	期末手当	1.30 月	1.30 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成 31(2019)年 4 月 1 日 (住居手当については令和 2(2020)年 4 月 1 日)
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## ○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

#### (2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

### 2 勤務環境の整備

#### (1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年 4 月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

#### (2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

#### (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

### 3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

### 4 定年の引上げ

昨年 8 月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の 65 歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請